国民年金だより

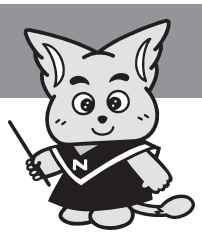

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

また、平成29年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を送付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている電話番号にお問い合わせください。

◆ **ねんきん加入者ダイヤル**（平成29年11月1日～平成30年3月15日）
TEL 0570－003－004（ナビダイヤル）
050から始まるお電話でおかけになる場合は
TEL 03－6630－2525
※ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。
※TEL03－6630－2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、平成29年1月～ 12月までに納めた保険料全額です。
（過去の年度分や追納・後納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行う時に、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

徳島南年金事務所　☎088－652－1511（音声案内①→②）